



の続編です。

このテーマは、  
先回お伝えする予定でしたが、  
諸事情により  
今回お伝えすることになりました。

先々回の内容は、  
「生涯過ごせる貯蓄額とは!？」をテーマに、

現役の間に現在の家計収支を算出し、

その数字を基に、

老後の家計の  
公的年金を中心とした収入と、

現在と同じような額になることが  
予測される支出額を推測して、

支出で足りなくなるかもしれない  
老後の生活資金を  
現役のうちに  
貯蓄しておくという内容でした。

その貯蓄に利用できそうな金融商品を選ぶ、  
そのポイントを今回見ていきます。

---

## 金融商品の基本

---

まず、基本的なところからです。

金融商品にはどんな商品があるのか、  
列挙してみます。

- ・ 普通預貯金
- ・ 定期や積立ての預貯金
- ・ 社内預金
- ・ 個人向け国債
- ・ 国内外の債券
- ・ 国内外の株式
- ・ 投資信託

・保険

などの商品があります。

これらの金融商品は、  
たとえば、「投資信託」では、  
運用の専門家（ファンドマネージャー）が、  
個人が投資するように  
株式や債券などのひとつだけではなく  
多くの投資家から集めた資金で、  
複数に投資・運用する商品の総称です。

株式に投資をするといえば、  
国内の株式や海外の株式、  
大企業、中小企業、IT企業や新興国会社の株式など、  
さまざまな株式が対象になります。

また、ETF といって、上場株式に投資する商品や  
REIT（リート）といって、不動産に投資する商品など、  
様々な商品があります。

---

元本が保証されている商品はなに

---

これらの金融商品で、  
元本、つまり預けた金額が、  
必ず、その金額を下回ることなく  
手元に帰ってくることが保証されている  
金融商品は、

銀行の預貯金、個人向け国債と保険商品の一部です。

銀行に預けた預貯金は、  
利子利息がわずかですがついて、  
元本を割り込むことはない金融商品です。

預けている銀行が万一破たんしても、  
ペイオフ（預金保証制度）といって、預けた銀行が  
「定期預金や利息の付く普通預金等（一般預金等）は、  
預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、  
元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます  
（金融庁HPより）」により、限度額までは、  
保護されています。

また、個人向け国債は、日本国の債券です。  
デフォルトとって、  
債券が債務不履行になった場合、  
つまりただの紙切れになることは、  
国家の存続にかかわる一大事ですので、  
言い換えれば、  
元本が、保証がされているといえます。

また、保険商品の一部にも、  
元本が保証されている商品があります。  
具体的な商品は、  
事前に商品の説明を受ける時や  
保険契約時に、その商品の約款などで確認が必要です。

つまり、特に株式や投資信託などの、  
多くの金融商品は、  
元本は保証されていないということです。

---

突然、運用商品には手が出ない

---

ところで、  
私が、老後の生活資金の相談を受けるときに  
相談者が言われることに、

ある金融機関に、  
資産運用の相談をしたら、  
投資信託を勧められ、  
毎月一定額を積立てしている。

または、まとまったお金が入ったので、  
そのお金を、  
金融機関から勧められた  
投資信託の商品で、  
運用しているという方がみえます。

そういった方の中には、

運用している投資信託商品が、  
まずまずの運用成績を残しており  
このまま推移を見守っていく。

という方がみえれば、

元本が保証されていない商品に  
お金を入れてしまい、

入れたお金だけでも戻ってくるか、  
心配でたまらない。

など、様々な思いをお持ちです。

なぜ違った思いになるのか、  
そのひとつに、  
これまでに元本保証のない金融商品で、  
運用をしたことがあるのか経験の違いです。

今までの人生で、  
元本が保証されていない商品に投資をして  
運用する経験がない方に、

これから、  
投資信託で運用してみましようといっても、

その商品のメリットとデメリットを聞いて、  
その時は納得して運用を始めても、  
投資信託の商品を実際に体験して、  
運用の成果がでているまでは、  
心配が尽きない方は多いようです。

また、その運用の成果が、  
元本割れに向かうと、  
二度と元本が保証されていない商品に  
手を出さない方もみえます。

---

ご自身にあう金融商品を見つける

---

確かに投資信託に限らず、  
株式運用などをしている人が、  
大儲けをした話を聞けば、

自分もやって、  
老後資金の足しにしようと思うのは、  
自然な心の動きでしょう。

しかし、実際に老後の生活資金のために、  
株式投資を始めても、  
上述のように、  
絶えずお金が減ってしまわないか  
心配しては、  
それこそ、こころの病になりかねません。

つまり、  
その方の相性の良い  
金融商品を見つけることが必要なのです。

言い換えれば、  
元本保証のない金融商品は、  
その方にとっては、  
相性が良くないといえるのです。

そのような方の老後の生活資金は、  
銀行に定期預貯金で、  
積み立てていくのも良いでしょう。

ご自宅でタンス預金しておくより、  
わずかな金利は付かなくても、

盗難の心配はなく、

特にまとまったお金を引き出すには、  
手間がかかり  
簡単には引き出せないだけでも  
引き出す金額を再確認でき  
無駄使いをしない意味でも良いでしょう。

毎月、3万円ずつ貯めれば、  
1年間で36万円  
10年間で360万円  
20年間で720万円になります。

このお金を老後の生活に入り、  
毎月2万円ずつ取り崩していけば、  
通帳の残高は、  
1年間後には696万円

10年後には480万円  
20年後には240万円  
30年後には0円になります。

単純な計算ですが、  
30年間老後生活の足しになります。

現在の家計収支から、  
積み立てる額、積立期間、  
それに取り崩す金額を  
調整することも可能です。

また、少額であれば、  
老後の生活に入ってから  
貯めることは可能で、  
貯蓄残高が、  
0円になることはないとも思うのです。

---

#### 元本の保証のない金融商品の相続と運用期間

---

株式や投資信託を運用して、  
老後資金のための運用をする場合でも、

何も、老後の生活に入ったとって  
すべての運用を止めることはなく、  
年齢とともに可能な範囲内で  
継続していても良いでしょう。

また、運用している商品が、  
相続の対象となる場合もありますので、  
相続をする子どもなどと  
相談しながら運用していても  
良いでしょう。

運用している金融商品を、  
相続して子どもがそのまま運用するのであれば、  
そのまま運用することも良いのです。

しかし、年齢とともに、  
運用する商品をリスクが少ない商品に  
変えていくことも大切です。

---

## 税制優遇も利用する

---

また、保有してみえる資産総額や投資をする資金の額にもよりますが、

NISA（少額投資非課税制度）やつみたてNISAの税制優遇を受けながら、運用を続けても良いでしょう

なお、NISA やつみたてNISAの詳細は、[金融庁のHP](#)を参照してください。

また、原則20歳から60歳までと年齢的な制限がありますが、iDeCo（個人型確定拠出年金）でも税制優遇が受けられます。

なお、企業型確定拠出年金に加入している方は、企業型年金規約で個人型確定拠出年金（iDeCo）に同時に加入してよい旨を定めている場合のみ、iDeCoに加入できます。

iDeCoの詳細は、[iDeCo公式サイト](#)を参照してください。

---

## ストレスのない貯蓄の方法を見つける

---

このようにみてきますと、

ご自身に適した貯蓄方法は、すでに身に着けている方が多く、

今まで元本保証の銀行への預貯金をしている方が、急に元本保証のない投資信託で運用しようとしても長続きするか、勿論、人によりますが……？

元本保証のない金融商品で運用をしていけば、運用益があれば、銀行で預貯金をしているよりお金は貯まります。



しかし、常に運用益が上がるとは限りません。

運用如何によっては、  
市場経済の影響など  
様々な要因で、  
元本を割るリスクもあります。

ここはご自身が、  
現役、老後を通して  
穏やかに過ごせる  
お金の貯め方を選択することが一番でしょう。

\*\*\*\*\*:  
■「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ  
\*\*\*\*\*:

お金を貯める金融商品の選択は、

ご自身にとって

無理のない方法を選びましょう

\*\*\*\*\*:  
■人生の添乗員 (R) 牧野寿和のプロフィール  
\*\*\*\*\*:

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

開業 16 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、  
日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。  
そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、  
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。

2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ900件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<出版>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！  
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

なぜ、「人生の添乗員（R）」なのか？

詳しいプロフィールはこちらから

現在、相談を受けている方は、名古屋市内はもとより  
愛知、岐阜、三重県、  
ご紹介をいただいて、首都圏や関西にも  
足を延ばす機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」どこまでも行きます。

他人を気にすることなく、  
相談者ご自身にとって  
有益な提案を心がけています。

\*\*\*\*\*

■編集後記

\*\*\*\*\*

投資信託の仕組みを知らないままで、  
運用をしている方もいます。

そのような方に、

私が丁寧に仕組みをお話しすると  
こんな商品とは知らなかったと、  
すぐに運用をやめてしまう方と

さらにご自身で勉強されて、  
ほかの投資信託の商品も運用される方もみえます。

生活に余裕がある現役中に

ご自身に適したお金を貯める方法を見つけ、

その方法で、

お金を貯めていくことが一番ですね！

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、  
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

---

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和  
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで  
お願いいたします

E-MAIL : [makino.fp@beach.ocn.ne.jp](mailto:makino.fp@beach.ocn.ne.jp)

---

牧野FP事務所合同会社 公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

---

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。  
ご自身の責任でご判断下さい。

---